

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区を指定する予定であるので、同条第4項の規定により公告する。

平成19年7月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 名称

紫雲出山鳥獣保護区

2 区域

三豊市詫間町地内の市道大浜9号線と一般県道大浜仁尾線との交点を起点とし、同所から真西に進み海岸線に至り、同所から海岸線を北西に進み古三崎を経て市道生里9号線との交点に至り、同所から市道生里9号線を東に進み一般県道紫雲出山線との交点に至り、同所から一般県道紫雲出山線を北東に進み市道箱9号線との交点に至り、同所から市道箱9号線を北東に進み一般県道紫雲出山線との交点に至り、同所から一般県道紫雲出山線を北に進み市道箱6号線との交点に至り、同所から真東に進み海岸線に至り、同所から海岸線を南東に進み吉吾鼻地先を経て一般県道紫雲出山線との交点（船越橋北詰）に至り、同所から一般県道紫雲出山線を南東に進み市道大浜9号線との交点に至り、同所から市道大浜9号線を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成19年11月15日から平成29年11月14日まで

4 保護に関する指針の案

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、三豊市詫間町の荘内半島にあり、瀬戸内海国立公園内にある。中心部の紫雲出山（標高352メートル）の山頂展望台からは、東に備讃瀬戸、西に燧灘、南に四国山系、北に山陽路と、360°見渡せる素晴らしい展望が広がっており、毎年春には自生のヤマザクラや山頂園地に植樹された約500本のソメイヨシノが満開となる桜の名所でもある。

また、ワシタカ類の渡りが観察できる県内有数の場所として、「香川県レッドデータブック」に掲載された絶滅危惧Ⅰ類のハチクマやサシバなどの渡りが毎年見られるほか、小鳥類も豊富に見られる。

さらに、地元の少年団がボランティアで巣箱かけや山頂の清掃を行うなど、地域に野鳥保護、自然保護の思想が根付いており、鳥獣保護区に指定し、その保全を図る。

(3) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

5 その他

この公告に係る関係図書については、香川県環境森林部みどり保全課に備え置いて、平成19年7月3日から同年7月17日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、縦覧した内容について、知事に意見書を提出することができる。